



令和5年度 6月号臨時号

和田中だより

多摩市立和田中学校 HP アドレス <http://schit.net/tama/jhwada/>
☆毎日更新します！



『体育大会・ふれあい月間』臨時号

校長 生田目 将

大成功の体育大会

「飛竜乗雲～勝利の雲に飛び乗って～」のスローガンのもと、4月から取り組んできた体育大会がフルバージョンで実施され、生徒と教職員の手で大収穫の教育活動として終えることができたことをご報告いたします。純粋な体育的行事の目的達成に全力を尽くすことができたコロナ前と比較し、感染症対策や縮小バージョンに対する仕事・制約・配慮・心理面などプラスαのことが付属してきた3年間の思い返すと、今年の成功とこれからの発展が予測できることへの嬉しさが溢れてきます。今後も物事の本質をとらえ「不易と流行」を的確に見極めることの大切さと、子どもたちのために教育活動を展開していくことへのやりがいを見ることができました。ご家庭におかれましても、お子様の活動を大いに褒めてあげてください。そして今年のWA☆DANCEは生徒に負けずに教員も楽しく踊ろうと多くの教員が練習に取り組みました。LIVEでご覧いただけましたでしょうか。教員もお褒めいただけますと今後の励みとなります。



ふれあい月間

東京都教育委員会では『心の東京革命』教育推進の一環としてふれあい月間を設定しています。6月はその月間です。目的はいじめ・不登校・暴力などを未然防止し、子どもたちの健全育成を目指すことです。それに伴い、来週の5日の全校朝礼では「いじめ」に関して話題にします。ご家庭でもお子様と話す機会を設けてください。朝礼での内容はお子様から聞いていただき、ここでは「いじめ防止再策推進法」について確認いたします。お子様がいじめに関与しない学校生活のために、法律の内容・解釈を必ずご理解ご納得ください。以下にまとめたものを記載します。

目的（第一条）

「この法律は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し・・・。」
すなわち防止・早期発見をしっかりと行い、そして対処とは受けた側の今後を最優先することと行なった者に対してしては罰を与えるものではなく、反省を促し再発防止と今後に向かわせることが大切です。

いじめの定義（第二条）

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

未だに社会通念上のいじめのとらえ方が多くの人の考え方の主流となっていることを危惧しています。例えば、社会通念上では「運動の苦手な子どもに、「あなたのせいで負けたの分かってるの！」と問い詰めた。」はいじめの扱いになるという程度です。

しかし、法令上では、親切のつもりでも「発言の苦手な子どもに、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く促した。」際に相手がいじめと感じればいじめとなります。ただし、生徒への指導は杓子定規に「いじめだ！」としていくものではないことも法律では書かれています。例えば、このケースでは「親切さを十分に評価した上で、発言が苦手な子の気持ちについて、一緒に考える。」ことを大切に指導していきます。（いじめ総合対策）

法令上の扱いを理解し、生徒も保護者も自分の感覚で言い逃れできず、相手の気持ちが最重視されている法律であることを十分理解することが大切です。

いじめの禁止（第四条）

「児童等は、いじめを行ってはならない。」

刑法において「してはいけない」という文章を使わず、「罪」を犯したものを罰することにより、相反的に罪を犯すことを禁じていることがあることは知られていますが、このいじめの法律では明確に「いじめは行ってはならない」という文章がある意味を考えると、絶対に行ってならないことが強く伝わってきます。

最近の傾向としては、先に指摘した法令上のいじめのレベルを理解しきれていない点に合わせて、法律の目的が罪と罰を与えることに焦点を当てたかのように誤った考えをもたれるケースも散見します。

まずは未然防止、大人も生徒も見逃さない、起こった際は正確な事実の整理、受けた側のケアと配慮や支援、行った側の反省と事後の改善を行うことが大切であることを生徒・保護者・学校でこの機会に共有させていただきます。

生徒のみなさん、相手の気持ちに寄り添った言動ができるように学んでいきましょう。

「いじめはしない・させない・許さない」です。

ホームページでも学校だよりはご覧いただけます。

QRコード→

